避難勧告等の判断・伝達マニュアル

▲1983年9．28災害より

令和元年8月（改訂版）

岐阜県美濃加茂市

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

はじめに ・・ 2

第1編 水害

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 避難すべき区域 ・・・ 6

3 地域の情報収集方法 ・・・ 7

4 避難勧告等の発令の判断基準 ・・・ 8

5 避難勧告等の伝達方法 ・・ 14

第2編 土砂災害

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

2 避難すべき区域 ・・・ 18

3 地域の情報収集方法 ・・・ 20

4 避難勧告等の発令の判断基準 ・・・ 20

5 避難勧告等の伝達方法 ・・ 23

はじめに

美濃加茂市では、適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、国や県の災害関係部局や関係機関と連携し「避難勧告等の判断・伝達」に関する検討を行い、本マニュアルをとりまとめています。

本マニュアルは、現時点での知見に基づき避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準、さらには地域の情報収集方法や避難勧告等の伝達方法に関し定めたものであり、今後の河川に関する情報体制の整備進捗、実際の避難行動等からの反省や新たな知見等に基づき、適切な時期に見直すものとします。

なお、本マニュアルは、平成１７年３月に内閣府に報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえつつ、その後の各種防災情報の改善（洪水予報と水位のレベル化、土砂災害警戒情報の提供開始、市町村を対象とした警報・注意報等）を加味して策定し、その後の「避難勧告等に関するガイドライン」としての改定等、気象情報の拡充等を踏まえ、所要の修正を加えています。

市のホームページの防災情報において、河川の水位や一部の要点にはライブ映像も確認できることから、本マニュアルと併せ、避難等に際しての物心両面の準備の資とされるよう提示するものです。

本マニュアルの構成

住民が適切な避難行動を起こすには、避難が必要な住民に対し、避難勧告の内容についてできる限り具体的に、かつ避難のための時間的余裕を持って伝えることが重要です。

それには、予め、避難が必要な区域を特定し、区域毎に勧告等を発令する基準を定めておくことや、情報を迅速に収集し、勧告等発令後は速やかに住民に伝達する体制を定めておくことが重要であることから、本マニュアルでは、避難勧告等の発令･伝達に当たってのポイントを以下のように整理しました。

■水害編

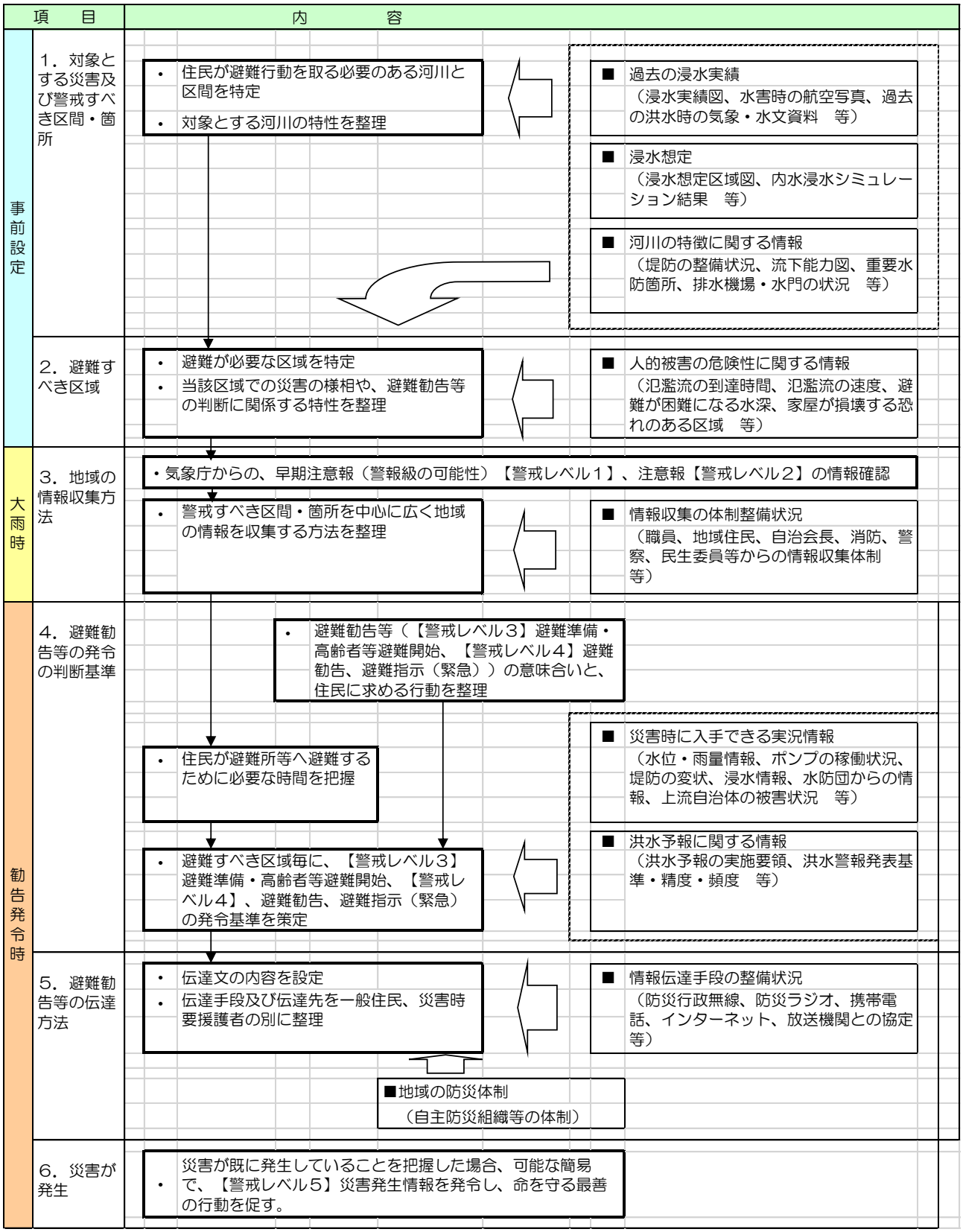

■土砂災害編

項　目		内　容
事前設定	1．対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	・土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定 ・土砂災害の発生しやすい気象条件を整理 ■過去の土砂災害記録（被害状況、気象条件　等 ■土砂災害警戒区域図（もしくは土砂災害危険箇所図） ■危険箇所の特徴に関する情報（土砂災害防止施設の整備状況　等）
	2．避難すべき区域	・避難が必要な区域を特定 ・当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に関係する特性を整理
大雨時	3．地域の情報収集方法	・気象庁からの、早期注意情報(警報級の可能性)【警戒レベル１】、注意報【警戒レベル２】の情報確認 ・警戒すべき区間・箇所を中心に広く地域の情報を収集する方法を整理 ■情報収集の体制整備状況（職員、地域住民、自治会長、消防、警察、民生委員等からの情報収集体制　等
勧告発令時	4．避難勧告等の発令の判断基準	・避難勧告等（【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル４】避難勧告、避難指示（緊急））の意味合いと、住民に求める行動を整理 ■災害時に入手できる実況情報（雨量情報、巡視員や住民等からの情報、近隣地域の被害情報　等） ・住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 ■降雨予測に関する情報（大雨警報、降水短時間予報の基準・精度　等） ・避難すべき区域毎に、【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル４】避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を策定 ■土砂災害と降雨指標の関係（土砂災害警戒避難基準、土壌雨量指数もしくは土砂災害警戒情報の発令基準・精度・頻度　等）
	5．避難勧告等の伝達方法	・伝達文の内容を設定 ・伝達手段及び伝達先を一般住民、災害時要援護者の別に整理 ■情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、防災ラジオ、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等） ■地域の防災体制（自主防災組織等の体制）
	6．災害が発生	・災害がすでに発生していることを把握した場合、可能な範囲で、【警戒レベル５】災害発生情報を発令し、命を守る最善の行動を促す。

第1編 水害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、外水氾濫も内水氾濫も水害とよばれています。
具体的には、堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高流速で流れ出すため、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」といいます。降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」といいます。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

水防法では、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定が義務付けられています。美濃加茂市においては、木曽川、加茂川及び川浦川の浸水想定区域があります。
それらの河川について、過去の災害実績などを踏まえ、当該河川の特性、特に注意を要する区間などを以下に整理しました。

■木曽川破堤・越水氾濫
①警戒すべき区間
・美濃加茂市太田橋から加茂川排水機場まで
②木曽川の特性
・今渡観測所における避難判断水位（１１．１m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
・降雨後でも、今渡ダム上流部での降雨により、放流量が増加し、水位が上昇することがある。
③施設の整備状況等
・昭和５８年の水害後、コンクリートの特殊堤が整備されている。
・木曽川増水時に、加茂川の内水排除をするために排水機場が整備されている。
④特に注意を要する区間
・危険箇所、重要水防箇所は、美濃加茂市は無し。

■川浦川破堤・越水氾濫
①警戒すべき区間
・美濃加茂市三和町上川浦から伊深町関也（大洞川合流地点）まで
②川浦川の特性
・三和観測所における氾濫危険水位（２．５m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。
③施設の整備状況等
・護岸整備されている箇所もあるが、自然護岸が多く存在している。また、河川に並行して幹線道路が整備されている区間があり、増水時には道路の通行ができなくなる場合がある。

■内水氾濫等
①警戒すべき箇所
・古井地区：御門町１丁目、島町２丁目、古井町下古井、
・太田地区：太田町、太田本町１丁目、太田本町２丁目、太田本町３丁目、太田本町４丁目、太田本町５丁目、深田町１丁目、深田町２丁目、深田町３丁目、加茂川町１丁目、加茂川町２丁目、加茂川町３丁目、草笛町１丁目、草笛町２丁目、草笛町３丁目、草笛町４丁目
②内水氾濫等の特徴
・豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが溢れて氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川への自然な排水が困難となり、堤内地の用排水溝などが溢れて氾濫するもの。

図　警戒すべき区域（水害）　ハザードマップ参照
・浸水想定区域図（破堤・越水氾濫）　〃
・内水氾濫に対する警戒・避難すべき区域図　〃

■その他の中小河川
　水防法で規定される洪水用法河川及び水位周知河川以外の中小河川については、水害危険情報図に示される区間・箇所とします。

2. 避難すべき区域

　避難勧告等の対象となる「避難すべき区域（水害)」は下表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換する。
・「避難すべき区域（水害)」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。
・「避難すべき区域（水害)」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意する。

表１　避難すべき区域（水害）

■木曽川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50cm 程度以上	（右岸） 御門町１丁目、島町２丁目、古井町下古井、太田町、太田本町１丁目、太田本町２丁目、太田本町３丁目、太田本町４丁目、太田本町５丁目、深田町１丁目、深田町２丁目、深田町３丁目、加茂川町１丁目、加茂川町２丁目、加茂川町３丁目、草笛町１丁目、草笛町２丁目、草笛町３丁目、草笛町４丁目	床上浸水	

■加茂川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50cm 程度以上	（右岸） 草笛町２丁目、草笛町３丁目、草笛町４丁目 （左岸） 加茂川町３丁目、深田町３丁目、	床上浸水	

■川浦川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50cm 程度以上	（右岸） 三和町上川浦、中川浦、下川浦、伊深町牛牧、糠洞、関也	床上浸水	

■内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備　　考
想定浸水深 50cm 程度以上	（右岸） 御門町１丁目、島町２丁目、古井町下古井、太田町、太田本町１丁目、太田本町２丁目、太田本町３丁目、太田本町４丁目、太田本町５丁目、深田町１丁目、深田町２丁目、深田町３丁目、加茂川町１丁目、加茂川町２丁目、加茂川町３丁目、草笛町１丁目、草笛町２丁目、草笛町３丁目、草笛町４丁目	床上浸水	

図　避難すべき区域（水害）
・警戒すべき区域（水害）と同じ

3. 地域の情報収集方法

①情報収集フロー等
地域の情報収集方法は、次のとおりとする。
なお、情報収集は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

図１　情報収集フロー

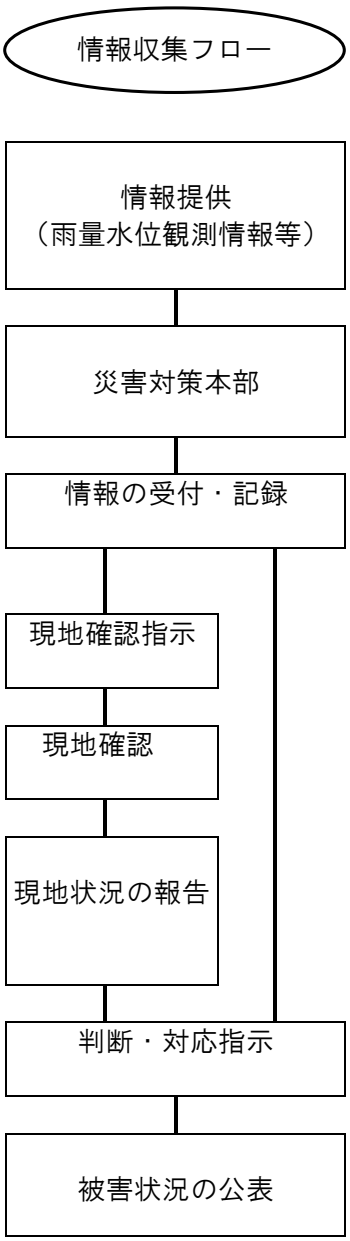

収集者	収集内容
□防災職員 □職員	・気象庁等情報 ・雨量水位観測システム ・河川ライブカメラ ・自宅周辺の状況 ・参集途上先の状況 ・外出先の状況 ・住民等から受けた情報 ・被災現場の状況 ・施設周辺の状況
□住民 □自治会長 （自主防災組織代表者）	・自治会（自宅）周辺の状況 ・自治会員等から受けた情報 ・要支援者に関する情報
□中消防署 □加茂警察署 □美濃加茂市消防団	・住民等から受けた情報 ・被災現場の状況
□社会福祉協議会 □民生委員	・自宅周辺の状況 ・住民等から受けた情報 ・要支援者に関する情報
□近隣市町	・各市町の状況
□国 □県 □気象台	・県下等の状況
□報道機関	・被害状況等

②情報収集時の留意事項
収集した情報については、適正に取り扱うものとし、受信日時、場所、情報提供者名、連絡先、受信者名など所定の様式に正確かつ詳細に記録すものとする。

4. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

表２　避難勧告等の標準的な意味合い

警戒レベル	発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
1	なし	・気象庁による、早期注意情報（警報級の可能性）の発表	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	なし	・気象庁による、注意報の発表	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
3	避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる
5	災害発生情報	・既に災害が発生している状況	・命を守る最善の行動をとる。

避難勧告等の発令の判断基準は次頁以降のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換する。

・関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどの様な状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、地域とも連携して広域的な状況把握に努める。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等による現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、洪水の危険度を表したメッシュ情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的に判断を行う。

・同一の災害で同一のタイミングで発令される避難勧告等であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難勧告等を発令することが適切な場合もあることに留意する。

　例えば、河川の増水により破堤の可能性が高まった段階において、堤防の近傍のため、破堤した場合に短時間で家屋が流失するおそれがある地区には、直ちに避難行動の完了を求める避難指示を、その周辺で浸水のおそれがある地区には、避難所への避難行動開始を求める避難勧告を発令することが想定される。

・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することに留意する。

■木曽川、加茂川、川浦川破堤・越水氾濫

避難勧告等は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表３　避難勧告等の判断基準

木曽川破堤・越水氾濫

河川名		木曽川 水位観測所　今渡地点
対象地区		（右岸） 御門町１丁目、島町２丁目、古井町下古井、太田町、太田本町１丁目、太田本町２丁目、太田本町３丁目、太田本町４丁目、太田本町５丁目、深田町１丁目、深田町２丁目、深田町３丁目、加茂川町１丁目、加茂川町２丁目、加茂川町３丁目、草笛町１丁目、草笛町２丁目、草笛町３丁目、草笛町４丁目
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	①　今渡水位観測所の水位が避難判断水位（１１．１ｍ）に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ②　今渡水位観測所の水位が避難判断水位（１１．１ｍ）に到達し、かつ、上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 ③　軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④　避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル４	避難勧告	①　今渡水位観測所の水位が氾濫危険水位（１１．５ｍ）に到達した場合 ②　今渡水位観測所の水位が避難判断水位（１１．１ｍ）に到達し、かつ、水位が堤防高を超えることが予想される場合 ③　異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④　避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	避難指示（緊急）	①　今渡水位観測所の水位が氾濫危険水位（１１．５ｍ）に到達し、堤防高水位相当（１３．２ｍ）に到達するおそれが高い場合 ②　異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
警戒レベル５	災害発生情報	①　災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

加茂川破堤・越水氾濫

河川名		加茂川　水位観測所 光徳橋地点
対象地区		（右岸）草笛町２丁目、草笛町３丁目、草笛町４丁目 （左岸）深田町３丁目、加茂川町３丁目
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	①　光徳橋水位観測所の水位が避難判断水位（２．５ｍ）に到達し、加茂川流域における予想雨量や実況量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ②　光徳橋水位観測所の水位が避難判断水位（２．５ｍ）に到達し、洪水警報危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③　光徳橋水位観測所の水位が避難判断水位（２．５ｍ）に到達し、流域雨量指数の予測値が基準Ⅱ（赤）に到達する場合 ④　軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤　避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

警戒レベル４	避難勧告	① 光徳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（３．０m）に到達し、加茂川流域における予想雨量や実況量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ② 光徳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（３．０m）に到達し、洪水警報危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 光徳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（３．０m）に到達し、域雨量指数の予測値が基準Ⅲ（うす紫）に到達する場合 ④ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	避難指示（緊急）	① 光徳橋水位観測所の水位が堤防高水位相当（４．０m）に達するおそれが高い場合 ② 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
警戒レベル５	災害発生情報	① 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
備　考		太田、山之上の降雨量が３０㎜/h 程度で１００㎝以上、５０㎜/h 程度で２００㎝以上の水位急上昇が予想される。

川浦川破堤・越水氾濫

河川名		川浦川　水位観測所　三和地点
対象地区		（右岸）三和町下川浦、伊深町上本郷、伊深町関也 （左岸）三和町中川浦、伊深町上本郷
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	① 三和水位観測所の水位が避難判断水位（２．０m）に到達し、川浦川上流域における予想雨量や実況量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 三和水位観測所の水位が避難判断水位（２．０m）に到達し、洪水警報危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 三和水位観測所の水位が避難判断水位（２．０m）に到達し、流域雨量指数の予測値が基準Ⅱ（赤）に到達する場合 ④ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル４	避難勧告	① 三和水位観測所の水位が氾濫危険水位（２．５m）に到達し、川浦川上流域における予想雨量や実況量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 三和水位観測所の水位が氾濫危険水位（２．５m）に到達し、洪水警報危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合 ③ 三和水位観測所の水位が氾濫危険水位（２．５m）に到達し、域雨量指数の予測値が基準Ⅲ（うす紫）に到達する場合 ④ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

警戒レベル４	避難指示（緊急）	① 三和水位観測所の水位が堤防高水位相当（３．０m）に達する恐れが高い場合 ② 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
警戒レベル５	災害発生情報	① 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

情報の共有先　木曽川、加茂川、川浦川氾濫警戒情報：岐阜県可茂土木事務所施設管理課
木曽川、加茂川、川浦川の水位：岐阜県川の防災情報
岐阜地域の気象情報：岐阜地方気象台技術課

◆今渡水位観測所

平常水位	１．１７m	
水防団待機水位	４．００m	
氾濫注意水位	５．５０m	
出動水位	７．３０m	
避難判断水位	１１．１０m	※避難準備・高齢者等避難開始
氾濫危険水位	１１．５０m	※避難勧告

◆光徳橋水位観測所

避難判断水位	２．５０m	※避難準備・高齢者等避難開始
氾濫危険水位	３．００m	※避難勧告

◆川浦川水位観測所

避難判断水位	２．００m	※避難準備・高齢者等避難開始
氾濫危険水位	２．５０m	※避難勧告

◆その他の河川（危機管理型水位計）【避難判断参考水位】

河川名	水位計名	避難判断参考水位
蜂屋川	蜂屋川今泉	－０．９９m
川浦川	川浦川中川浦	－０．７２m
廿屋川	廿屋川中廿屋	－０．５５m

避難勧告等を発令する主な区間ごとの対象地域を以下に示す。

表４　区間ごとの発令対象地域

●木曽川破堤・越水氾濫、加茂川破堤・越水氾濫

地区名	対象地区	関係自治会	水位観測所	
			今渡水位観測所	光徳水位観測所
古井地区	御門町１丁目 島町２丁目 古井町下古井	御門	○	
		島	○	
		神明東	○	
		神明西１	○	
		神明西２	○	
		神明西３	○	
太田地区	太田町 太田本町１丁目 太田本町２丁目 太田本町３丁目 太田本町４丁目 太田本町５丁目 深田町１丁目 深田町２丁目 深田町３丁目 加茂川町１丁目 加茂川町２丁目 加茂川町３丁目 草笛町１丁目 草笛町２丁目 草笛町３丁目 草笛町４丁目	城房	○	
		元町	○	
		波の上	○	
		東本町	○	
		旭町	○	
		万場	○	
		銀座	○	
		八坂	○	
		港町	○	
		桜新町	○	
		上本町	○	
		音羽	○	
		栄町	○	
		小見殿	○	
		北町二	○	
		上町	○	
		新中町	○	
		中町三	○	
		北町三	○	
		若宮一	○	○
		若宮二	○	
		若宮三	○	
		下町一	○	
		下町二	○	
		下町五	○	○
		下町六	○	○
		深田一	○	○
		深田二	○	○

●川浦川破堤・越水氾濫

地区名	対象地区	関係自治会	水位観測所	
			三和水位観測所	
三和地区	中川浦	中川浦	○	
	下川浦	下川浦	○	
伊深地区	上本郷	上本郷	○	
	関也	関也	○	

■内水氾濫等
避難勧告等は、木曽川破堤・越水氾濫の判断基準を準用して発令する。

5. 避難勧告等の伝達方法

①避難勧告等の伝達先・伝達方法
避難勧告等の伝達先及び伝達方法は次のとおりとする。
なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた伝達先に対し、最善の方法により行うものとする。

表５　避難勧告等の伝達先・伝達方法

伝　達　先	伝　達　方　法
住　民	
□住民	・防災行政無線(同報系、※戸別受信機) ・市ホームページ ・すぐメール（市民メール） ・防災ラジオ ・ＳＮＳ ・広報車、消防車、テレビ、ラジオ
□自治会長（自主防災組織代表者）	・電話、ＦＡＸ
防災関係機関	
□可茂県事務所振興防災課（防災担当） →県危機管理部門防災課 □可茂消防事務組合中消防署 □加茂警察署（警備課） □美濃加茂市消防団 □陸上自衛隊第 35 普通科連隊 □西日本電信電話(株) □中部電力(株) □東海旅客鉄道(株)美濃太田駅 □報道機関	・電話、ＦＡＸ ・被害情報集約システム
医療・福祉関係機関	
□加茂医師会 □民生委員 □市社会福祉協議会 □その他福祉施設	・電話、ＦＡＸ
市機関	
□職員 □市議会議員（議会事務局） □市教育委員会（学校教育課） □保育園（こども課）	・庁内放送 ・電話、ＦＡＸ、メール
○一部を除き、避難勧告以上の状況において伝達する。 ○上記の他、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設に個別伝達する。 （細部は、地域防災計画資料編による。）	

② 災害時要配慮者への伝達方法

災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な要配慮者に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

・避難行動要支援者登録制度の確立・リスト整備
災害時での円滑な避難誘導等を目的に要配慮者の登録制度を確立し、リスト整備に努める。

・要配慮者への情報伝達網の整備
要配慮者に対する情報の伝達を迅速かつ円滑に行うため、健康福祉部（福祉課）を中心とした横断的な組織体制を確立し、平常時から自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、福祉推進員、近隣ボランティア、老人クラブ、障がい者団体等と連携をとり、それぞれの地域ごとに避難行動要支援者に配慮した緊急連絡体制の整備に努める。

・要配慮者情報の把握、共有及び活用
要配慮者情報の収集方法を確立し、あわせて関係機関及び組織との間で情報が共有できる体制を整備し、災害時において要配慮者情報が活用できるよう努める。

図２　要配慮者への情報伝達イメージ

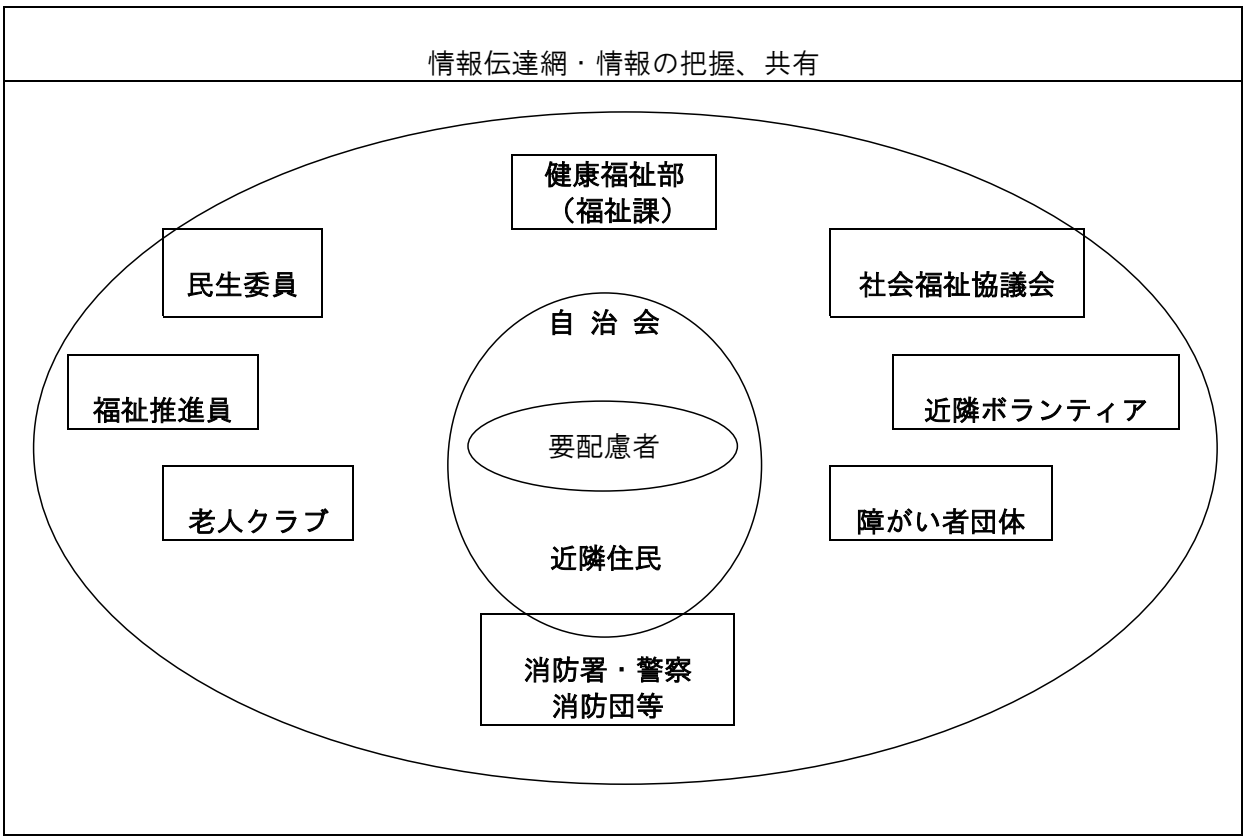

③情報手段の確保

要配慮者に応じた情報伝達手段を確保するとともに、要配慮者の一部に対しての戸別受信機、防災ラジオの一時貸与や、携帯電話などを活用した双方向の情報受信・発信に努める。

表６　要配慮者区分ごとの情報伝達方法

伝　達　者
自治会長（自主防災組織代表者）、近隣住民、民生委員、社会福祉協議会、福祉推進員、近隣ボランティア、健康福祉部（福祉課）、消防団

伝　達　先	伝　達　方　法
要配慮者	
□避難行動要支援者台帳登録者	・電話、ＦＡＸ （自治会長等への要請）
□高齢者（６５歳以上のひとり暮らし）	・防災ラジオ
□視覚障がい	・電話 ・口頭 ・点字による情報提供
□聴覚障がい	・ＦＡＸ ・絵や文字の組み合わせによる説明 ・手話通訳（要約筆記） ・掲示板 ・メール
□知的障がい者 □精神障がい者	・口頭（具体的にわかりやすく） ・絵や文字の組み合わせによる説明 ※介護責任者の明確化
□避難行動が特に困難 □情報が理解できない	・戸別訪問による伝達を原則とする （家族等に支援要請）
□外国人	・多言語による避難情報の提供 ・絵や文字の組み合わせによる説明 ・多言語による会話可能な人の配置
□施設入所者	・施設管理者へ

④避難勧告等の伝達内容（例）

●【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難開始。 加茂川の水位が上昇し、氾濫するおそれがあるため、深田町、草笛町、加茂川町に、洪水に関する警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方も、気象情報に注意して危険だと思う場合は、迷わず避難してください。 指定避難所は、生涯学習センターです。 指定避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

●【警戒レベル４】避難勧告の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 加茂川の水位が上昇し、氾濫するおそれが高まったため、深田町、草笛町、加茂川町に、洪水に関する警戒レベル４、避難勧告を発令しました。 深田町、草笛町、加茂川町の方は速やかに避難を開始してください。 指定避難所は、生涯学習センターです。 指定避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

●【警戒レベル４】避難指示（緊急）の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、直ちに避難。 加茂川の水位が堤防を越えるおそれがあるため、深田町、草笛町、加茂川町に、避難指示（緊急）を発令しました。 深田町、草笛町、加茂川町で未だ避難できていない方は、直ちに避難してください。 指定避難所は、生涯学習センターです。 指定避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

●【警戒レベル５】災害発生情報の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、災害発生情報。 深田町、草笛町、加茂川町に、洪水に関する警戒レベル５、災害発生情報を発令しました。 深田町、草笛町、加茂川町地域の加茂川で洪水の発生が確認されました。 深田町、草笛町、加茂川町地域で避難できていない方は、直ちに命を守るための最善の行動をとってください。 避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところなどに、避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

第2編　土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜度が３０度以上である土地が崩壊する自然現象）または、地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って異動する自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

美濃加茂市においては、土石流及び急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要があります。

①土砂災害警戒区域一覧表は、表９のとおり。

②土砂災害に対して警戒すべき箇所の分布

・市の北部には、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く点在している。

・市の東部山沿いには、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所がある。

③土砂災害の発生しやすい気象条件

・過去の災害実績から定められた土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を基に、これを超過する６０分積算雨量及び土壌雨量指数となったとき土砂災害が発生しやすい条件となる。

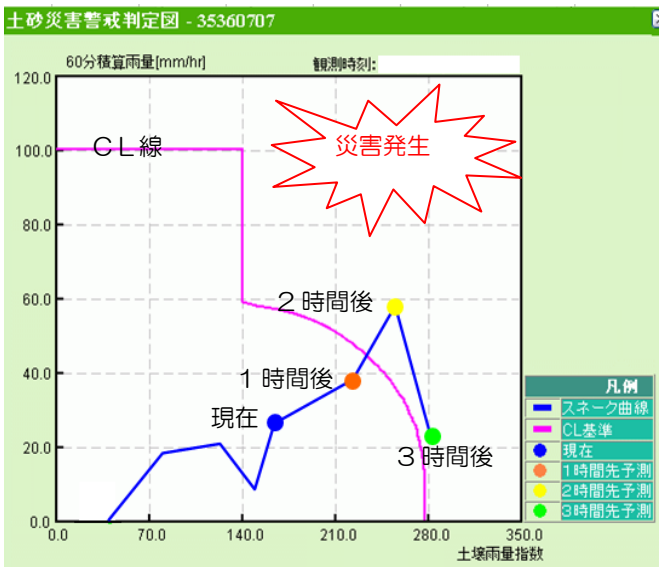

ＣＬ線の上や右側になると土砂災害が発生しやすい

図３　土砂災害警戒判定図

【解説】

上図は、縦軸を短期降雨指標の６０分間積算雨量、横軸を長期降雨指標の土壌雨量指数として、土壌中の水分量を評価し、土砂災害の起こりやすさを表している。

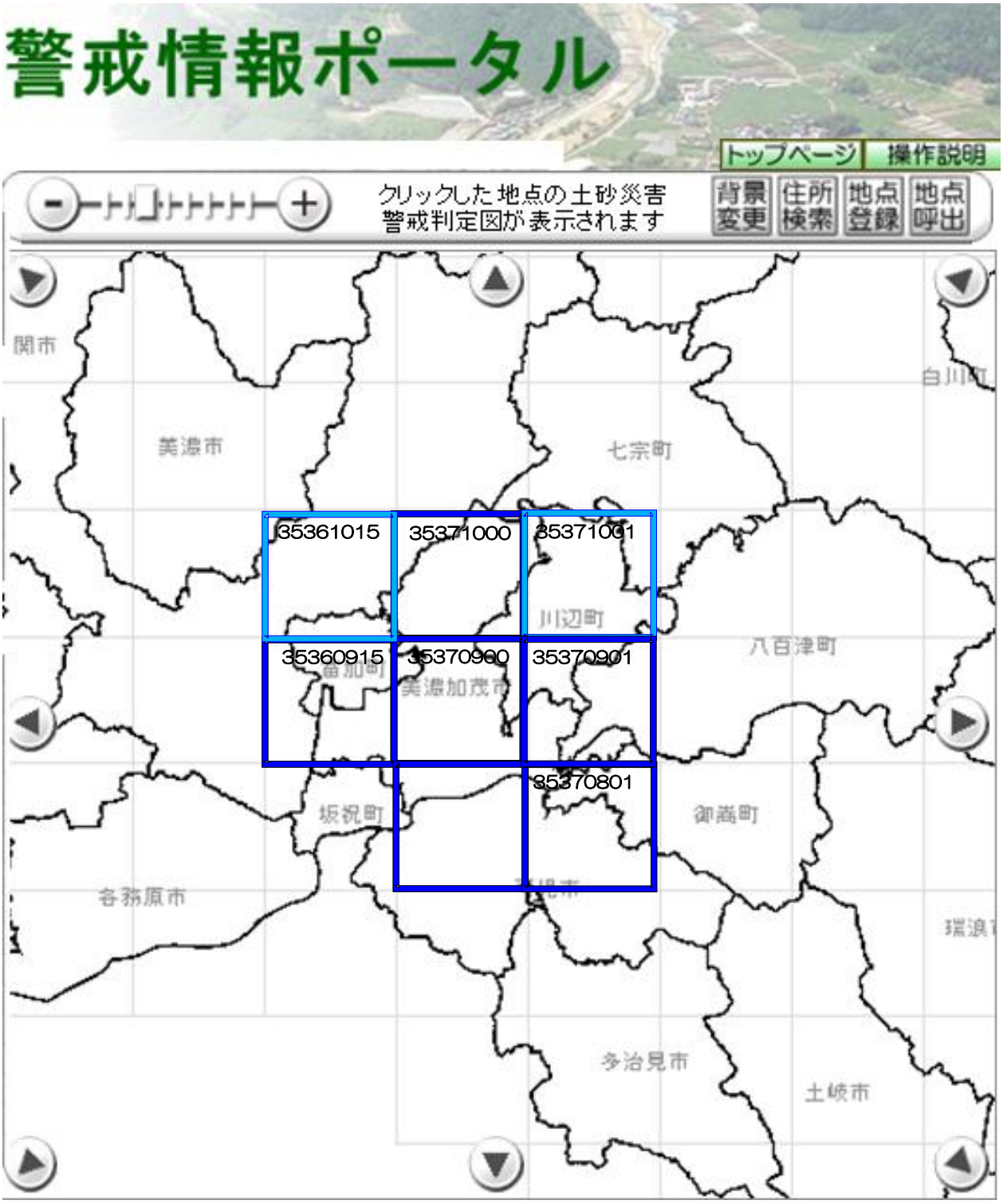

2. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は表９のとおりであり、ぎふ土砂災害警戒情報ポータルにおける土砂災害の危険度を表した５ｋｍ（一部１ｋｍ）メッシュを基に、区域の選定を行うこととする。

なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で情報交換する。

・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

表７　避難すべき区域分け

5km メッシュ番号	1km メッシュ番号	地区等	自治会等		対象地区（土砂災害警戒区域）※下線：重複箇所	
					災害の様相：土石流	災害の様相：急傾斜地崩壊
35370900	53371052 53371053	古井（本郷町）	中組			梅子１
			田畑西			梅子２
		山之上	金谷			金谷、東平
			田畑		田畑川、上梅洞、下梅洞	日影洞、的場、的場２
			中之番			中之番
			南坂		下菅下、西之洞、下西之洞	立洞、下菅下、南坂
			（野地原）			北野地原、北野地原２
		蜂屋	上則友		大洞	大洞、上則友、野竹、 上則友３
			作り洞		権現洞	
			（野地原）			南野地原
35361015	53362709	伊深（上切･別所）	上切		別所第一川	上切１
					別所第二川	寺洞、下本郷、上切１・２
35371000		伊深	大洞		上岩井洞、寿瀬、仲屋敷、岩井洞、田口洞	大洞６号、大洞７号、大洞８号、大洞９号、大洞１０号
			上本郷		長谷	表平、天王、牛牧
			下本郷			下町、下町２
			関也			関也
		三和	廿屋	上廿屋	宮洞、長ヲサ、貴船、西高野洞	中切、長ヲサ、上廿屋、 上廿屋６号
				中廿屋		大切、中廿屋、中廿屋２
				下廿屋	観音谷、岩瀬戸川、長塚、向洞	長塚、岩瀬戸
			下川浦	下川浦	一反田	源氏野、一反田、下川浦４号
				少洞	鯉下り川、少洞	
				平古市	古市川	平前、平古市、平古市６号
				日西洞	日西洞川、平前、西平前、下日西洞	下日西洞、日西洞２
			川浦	中川浦	太市川、林前、向屋敷、大切第一川上・下、大切第二川上・下、大切第三川	仲切、太市、仲切上、林前、中川浦３、中川浦２、中川浦４

				上川浦	上水無瀬川、下水無瀬川、	作り道、治田洞
35371001	53372035 53372045 53372055	三和(川浦)			又屋敷第一川、柏ヶ洞、 又屋敷第二川	納治、納治２、納治３、 納古口、市野々、作り道
・ 35370901	53371055 53371056 53371065 53371066	下米田	信友		天神洞川、箱岩川上・下	
			則光		東山	
			山本		山本川	山本
35370801		牧野	牧野下西		箱岩	中西１号、中西２号
			牧野新興		砂留川	

3. 地域の情報収集方法

「第１編水害編　３．地域の情報収集方法」を参照のこと。

4. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は表 10 のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

・土砂災害の前兆現象に関する情報等、巡視や通報等により得られた現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨域等関係機関と連絡を密にして情報収集に努める。

・収集した情報については、関係機関等との間で相互に情報交換し、情報の共有を図る。

・土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告及び避難準備情報等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である災害は、発表対象とはしていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。

・避難勧告等の発表を行う地域等の判断にあたっては、ぎふ土砂災害警戒情報ポータルを参考とする。

ぎふ土砂災害警戒情報ポータル　http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp

・避難勧告等の発令に先立ち、住民が安全に避難できる状態であるかどうかを十分に確認する。

・市が指定する避難所が遠い区域では、各区域ごとに安全な土地に位置する個人住宅等を、あらかじめ避難所と定めておく。

＜摘要＞　土砂災害防止法に基づく危険区域

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、現地状況等を含めて総合的に判断して発令する。

表８　避難勧告等の判断基準

区　　域		安全な避難所等が近くにある区域
対象地区		避難すべき区域の全部 ※避難所は市が指定する施設、各地区の集会所等とする。
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	①～③のいずれか１つに該当する場合に発令するものとする。 ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ② 数時間後に避難経路等が事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
警戒レベル４	避難勧告	①～④のいずれか１つに該当する場合に発令するものとする。 ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
	避難指示（緊急）	①～③のいずれか１つに該当する場合に発令するものとする。 ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ② 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
警戒レベル５	災害発生情報	① 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

※安全な避難所等とは、イエロー・レッドゾーンに位置しない避難所又は避難所となりうる個人住宅等

①、②、③のいずれかの雨量になった場合は、山之上町、蜂屋町、伊深町、三和町、下米田町の該当地域に対して、避難勧告等の判断を行う。

①１時間降雨量４０ミリ以上で、降り始めてからの総降雨量が１５０ミリを超えた場合
②３時間降雨量８０ミリ以上で、降り始めてからの総降雨量が１８０ミリを超えた場合
③２４時間降雨量が２００ミリを超えた場合

情報の共有先　岐阜地方気象台、岐阜県砂防課、岐阜県可茂土木事務所、

ぎふ土砂災害警戒情報ポータル

土砂災害危険度情報　避難勧告判断基準

避難指示
（緊急）

○レベル４　（現在、土砂災害発生基準を超えている）

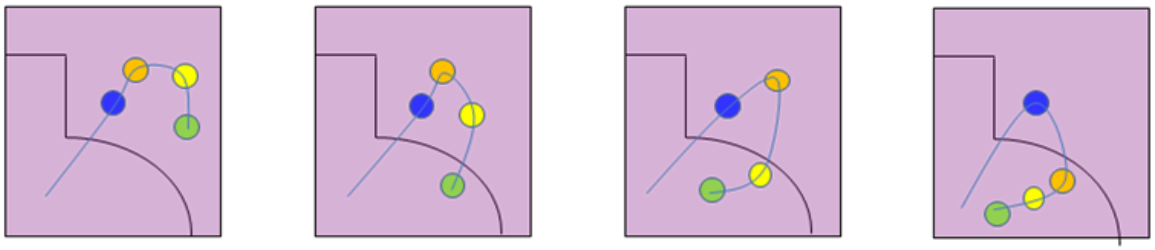

○レベル３　（１時間以内に土砂災害発生危険基準を超える予想）

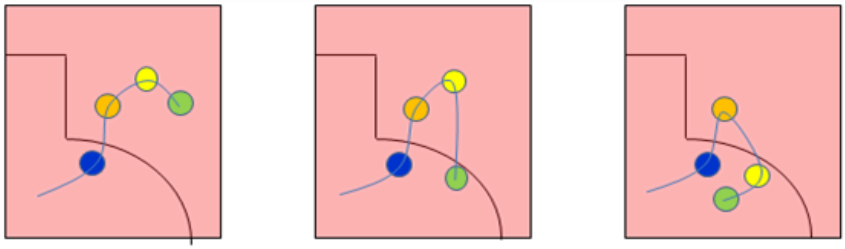

避難勧告

○レベル２　（２時間以内に土砂災害発生危険基準を超える予想）

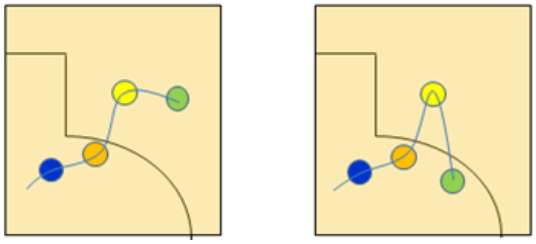

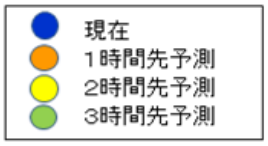

○レベル１　（３時間以内に土砂災害発生危険基準を超える予想）

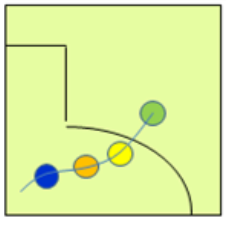

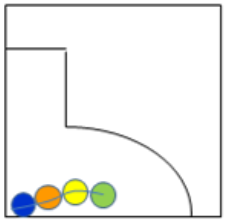

土砂災害警戒判断図の例（県のホームページにおける表現）

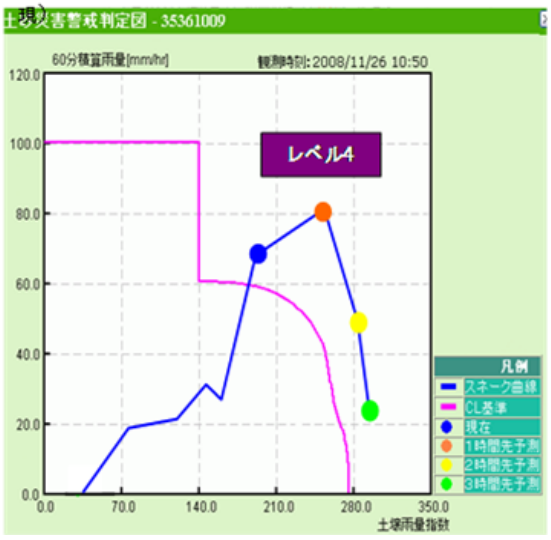

図５　土砂災害警戒判定図による避難勧告判断

5. 避難勧告等の伝達方法

①避難勧告等の伝達先・伝達方法
　第１編水害編の５の①を参照のこと。

②要配慮者への伝達方法
　第１編水害編の５の②を参照のこと。

③情報手段の確保
　第１編水害編の５の③を参照すること。

④避難勧告等の伝達内容（例）

●【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難開始。 伊深、三和地区で土砂災害の危険性が高まっているため、伊深、三和地区に土砂災害に関する警戒レベル３を発令しました。 お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方も、気象情報に注意して危険だと思う場合は、迷わず避難してください。 指定避難所は、伊深交流センター、三和小学校です。 指定避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

●【警戒レベル４】避難勧告の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 伊深、三和地区で土砂災害の危険性が極めて高まっているため、伊深、三和地区に土砂災害に関する警戒レベル４、避難勧告を発令しました。 伊深、三和地区の方は速やかに避難を開始してください。 指定避難所は、伊深交流センター、三和小学校です。 指定避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

●【警戒レベル４】避難指示（緊急）の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です 緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、直ちに避難。 伊深、三和地区で土砂災害が起こるおそれがあり非常に危険なため伊深、三和地区に、避難指示（緊急）を発令しました。 伊深、三和地区で未だ避難できていない方は、直ちに避難してください。 指定避難所は、伊深交流センター、三和小学校です。 指定避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ＜英語・ポルトガル語＞

●【警戒レベル５】災害発生情報の伝達文の例
こちらは美濃加茂市災害対策本部です 緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、災害発生情報。 伊深、三和地区に、土砂災害に関する警戒レベル５、災害発生情報を発令しました。 伊深、三和地区で土砂災害の発生が確認されました。 伊深、三和地区で避難できていない方は、直ちに命を守るための最善の行動をとってください。 避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に避難をするようにしてください。